

5 医療費助成

1 自立支援医療(育成医療・精神通院医療)



● 育成医療

対象となる児童の医療費の自己負担分の一部を神戸市が助成します。

対象者

18歳未満の肢体不自由、視覚、聴覚・平衡、音声、言語・そしゃく、免疫機能の障害および手術が必要な内臓障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、肝臓、直腸および小腸機能障害を除いては、先天性のものに限る)があり、確実な治療効果が期待できる児童

支給内容

医療を指定医療機関、指定薬局、指定訪問看護ステーションで受ける場合に、医療費(薬剤・訪問看護含む)の自己負担分の一部を神戸市が助成します。

詳しくは、神戸市サイトをご確認ください。

申請窓口: お住まいの区の区役所・北須磨支所保健福祉課、玉津支所
連絡先は、P.32をご確認ください。

● 精神通院医療

精神障害(てんかんを含む)の方の通院にかかる医療費の自己負担分を軽減します。

支給内容

原則は医療費の自己負担額を1割に軽減しますが、神戸市では、世帯の所得に応じて、さらに自己負担額を軽減します。

申請方法

お住まいの区の区役所・北須磨支所保健福祉課、玉津支所(申請受付のみ)で本人または保護者(受診者が18歳未満の場合)の申請により手続きできます。手続きには印鑑と必要な書類があります。詳しくは、神戸市サイトをご確認ください。

区役所・支所の連絡先は、P.32をご確認ください。



2 小児慢性特定疾病医療費助成



小児慢性特定疾病にり患している児童などについて、医療費の自己負担分の一部を助成します。審査で承認された場合に、入院・通院などにかかる医療費の一部または全額を公費助成します。

対象者

神戸市に居住し、小児慢性特定疾病の対象疾病にり患している18歳未満(18歳になる時点で給付を受けている場合は、20歳未満)の児童。

対象疾病については、神戸市サイトをご確認ください。

支給内容

医療費(医療保険各法の適用範囲内)、訪問看護療養費から、月額の自己負担限度額を差し引いた残額を神戸市が負担します。また、入院時の食費については、自己負担額(標準負担額)の2分の1を神戸市が負担します。

申請方法

お住まいの区の区役所・支所保健福祉課で受け付けています。申請は原則として、患者(児童)の保護者が行ってください。

詳しくは、神戸市サイトをご確認ください。

区役所・支所の連絡先は、P.32をご確認ください。

3 未熟児養育医療給付



未熟児は疾病にかかりやすく、経済的な負担、精神的・肉体的な負担が家庭に重くかかるため、入院中の医療費を公費で負担します。

対象者

次のすべてにあてはまる子ども

- (1) 神戸市内に住所を有すること
- (2) 早産などにより出生体重が2,000g以下または生活力が特に弱く、医師が未熟児として指定医療機関での入院養育が必要であると認めた方

※審査の結果、承認されない場合もありますので、ご了承ください。

支給内容

入院費用のうち保険診療にかかる自己負担額および入院時食事療養費を、出生から最長で満1歳の誕生日の前々日まで負担します。

※退院後の通院や再入院にかかる医療費は対象外です（指定医療機関への転院を除く）。また、おむつ代など保険対象外の実費も対象外です。

申請方法

お住まいの区の区役所・支所保健福祉課へ、生後1か月以内に申請してください。

連絡先は、P.32をご確認ください。

4 特定医療費(指定難病)助成



厚生労働省が指定する疾病にかかっている方に対し、神戸市が実施主体となり、医療費を全額もしくは一部を負担します。

対象者

次のすべてにあてはまる方

- (1) 指定難病と診断され、各疾病の診断基準を満たしている方
- (2) 重症度基準を満たしている方、あるいは軽症高額にあてはまる方
- (3) 神戸市内に住民票のある方
- (4) 公的医療保険に加入している方、もしくは生活保護を受給されている方

※軽症高額とは、指定難病の患者で症状の程度が支給認定の要件である重症度を満たさないものの、月ごとの医療費総額（10割）が33,330円（診療報酬3,333円）を超える月が申請を行う前の月以前の1年以内に3か月以上ある場合について、支給認定される制度です。

支給内容

指定難病および指定難病に付随しておこる傷病に対しての医療費のうち、保険適用部分のみが対象になります。

申請方法

お住まいの区の区役所保健福祉課に申請してください。

連絡先は、P.32をご確認ください。

小児慢性特定疾病からの移行について

小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象疾病のうち、一部の疾病は指定難病であり特定医療費（指定難病）助成制度の対象となる可能性があります。20歳を超える前に、事前に主治医にご相談ください。

5

医療費助成

5 重度障害者医療費助成



重度障害をお持ちの方が、健康保険証を使って医療機関を受診した際に支払う自己負担額（保険診療）よりも、さらに低額な負担で医療機関を受診できるように、医療費の全部または一部を負担します。

対象者

次のすべてにあてはまる方

- (1) 神戸市内にお住まいの方
- (2) いずれかの健康保険に加入している方
- (3) 下記のいずれかの障害のある方

- ・身体障害者手帳 1 級または 2 級
- ・身体障害者手帳 3 級（内部障害のみの等級）（※1）
- ・療育手帳 A 判定（重度の知的障害）
- ・身体障害者手帳 3 級と療育手帳 B 1 判定（中度の知的障害）との重複障害
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級（※2）

※1「内部障害」とは

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能障害をいいます。

※2 精神障害者保健福祉手帳 1 級の要件による資格の場合、助成対象となる医療は一般診療のみ（精神疾患にかかる医療は全て対象外）。

- (4) 所得要件を満たす方
- (5) 生活保護、こども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成を受けていない方

支給内容

医療機関の外来受診時や入院時の自己負担額（保険診療）の一部または全部を負担します。

詳しくは、お住まいの区の区役所保険年金医療課（北神区役所・北須磨支所は市民課）にご相談ください。
区役所・支所の連絡先は、P.32をご確認ください。